

令和5年度小田原市 STEAM 教育導入支援業務仕様書

1 業務件名 令和5年度小田原市 STEAM 教育導入支援業務

2 業務目的

社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日において、各教科の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。そのような要求の中で、STEAM 教育は、「各教科を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」（中教審答申 R3. 1. 26）とされ、主に「高等学校における教科横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものであるが、その土台として、小学校・中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科横断的な学習や探究的な学習プログラミング教育などの充実に努めること」とされている。

本答申を受け、本市の総合的な学習の時間の現状から、「問題発見・解決」といった探究的・創造的な学習活動を通して培われる資質・能力の重要性を改めて見直し、そうした授業が展開できるよう令和4年度に共同研究「STEAM 教育に関する研究～小田原をフィールドとした探究的な学びの展開をめざして～」を開始した。令和5年度はその研究で構築した実践プランをモデル校等で実施し、市内中学校で実践について共有、令和6～7年度に市内各中学校への導入を進め、令和8年度に市内全中学校において全面実施を予定している。

本業務は、令和8年度を見据え、令和5年度においてモデル校及び共同研究員が所属する中学校で、生徒が郷土小田原をフィールドに、身近な実社会の諸問題と出会い、その問題の解決のために教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、「社会参画」「協働性」「論理的思考力」「表現力・創造力・実行力」等のより良い社会を実現しようとする資質・能力を育てる教育である「小田原版 STEAM 教育」を確実に実施することを目的とするものである。

なお、本書は本業務の最低水準及び大要を示したものである。最低水準を超える業務の実施を妨げるものではなく、また、本書に記載されていない事項については、小田原市（以下「発注者」という）と本業務を受注する者（以下「受注者」という）が相互に協力し、本業務の目的を達成するよう努めるものとする。

3 業務履行場所

- (1) モデル校 小田原市立城山中学校（小田原市城山3-4-1）
- (2) モデル校の協力校
- (3) 発注者が別途指定する場所

4 業務履行期間

業務履行期間は、令和5年7月18日から令和6年3月31日までとする。

5 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、発注者の承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。

6 業務内容

令和4年度から、本市教育研究所の共同研究「STEAM 教育に関する研究～小田原をフィールドとした探究的な学びの展開をめざして～」において**研究してきた、小田原版 STEAM 教育の考え方、育成を目指す資質・能力、探究のプロセスを踏まえ**、モデル校及びモデル校の協力校で、小田原版 STEAM 教育を実施するに当たり、探究的な学びの実現に必要な**指導技術の習得を目的とした職員研修、及び授業プランを円滑に実施するための授業導入支援**を行うこととする。

なお、本業務の概要は以下のとおりとする。業務の遂行にあたっては、次の参考資料に示す理念、方針に則ったものとする。

【参考資料】

- ◇ 小田原市教育大綱
- ◇ 小田原市教育振興基本計画
- ◇ 共同研究「STEAM 教育に関する研究～郷土小田原をフィールドとした探究的な学びの展開をめざして～」研究概要

(1) 職員研修

教員を対象として探究的な学びを展開するために必要な考え方及び指導方法を習得することを目的としたファシリテーション研修を実施する。(夏季休業中1回)

<開催概要>

- 日 時： 令和5年8月下旬 2時間程度
- 場 所： 市内中学校または市内公共施設会議室
- 対 象： モデル校職員 (※ただし、協力校の教職員の希望者も受講可能とする)
- 内 容： グループでのワークショップ等を含むファシリテーション研修

※ 当日に使用する資料は事前に発注者へ提供すること。また、発注者が研修中の様子の動画や写真撮影し、研修実施を外部へ周知する資料へ掲載したり、同様の研修を計画する際の参考資料として活用したりすることがある。

※ 実施場所については、発注者が手配し、受注者へ業務実施場所として指示する。

(2) 授業導入支援

- ・受注者は、小田原版 STEAM 教育の授業をする学年の教員のニーズに応じ、授業支援者を配置する。
- ・授業支援者は、対象となる学級に配置され、小田原版 STEAM 教育の授業に関わる。
- ・受注者は、授業支援に入る学校及び学年の授業計画・日時・場所・内容を事前に把握し、可能な限り関わり支援する。
- ・授業導入支援の方法は、(3)に掲げるとおりとするを想定している。

(3) 支援方法

支援方法	支援内容
<p>授業プログラム提案 モデル校の2年生で実施するプログラム(10コマ以上)を含む 合計1本以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の地域の特色を踏まえ、小田原版 STEAM 教育の考え方に沿った授業内容・授業計画等を含む授業プランの考案及び提供 (単元導入前に当該学年の教員に周知・共有すると共に、学校のニーズに応じて柔軟に変更し、当該学校と発注者の承認を受けた上で、単元を開始)
<p>授業支援サポート 1学年1プログラム 10コマ以上 <対象校> ① モデル校 1年 3学級 2年 4学級(授業プログラムは受注者のもので想定) 3年 3学級 ② その他モデル校の実践に協力を希望する学校があった場合 (どの程度の規模で授業支援サポートが可能かは自由提案とする) 例：2校 合計3学級以上、授業プログラムの提案も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級に授業支援者を配置。 ・各学級で単元導入前の打合せ(各1回以上)の実施 ・全授業での授業観察と授業者へのフィードバック(軌道修正の有無、授業展開への助言、支援方法に関する情報提供等を行い、円滑に授業を進められるよう教員と協働する。) ・個人またはグループの生徒の学習状況の把握とその状況に応じた助言や指導 ※ ・授業観察の際に記録したものや画像の提供 ・外部機関(地元の企業・市役所の関係課・自治会・地域人材等)との調整及び打合せと授業者との共有 ・外部機関には、生徒の学習状況等に応じて、連携方法や内容について具体的に伝え、必要に応じて資料を作成し外部機関と共有 ・単元終了後の打合せ <p>※授業プログラムが受注者のもの場合は、主になって生徒に声をかけることも可能とする。</p>

(4) 共同研究への参加

- ・授業者となる共同研究員の実践案の検討や実践報告をする共同研究へ参加し、実践しようとする授業者の具体的な考えを把握する。
- ・共同研究で行うモデル校での公開研究会にも関わり、授業支援者として入ると共に、授業記録や静止画記録を撮るなどの協力をする。

(5) その他、発注者と受注者との協議により決定した業務

7 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務の遂行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他の法令を遵守し業務を行い、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損の防止及びその他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、業務を遂行するに当たり、業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約期間が終了した後も同様とする。

8 発注者及び学校との連携

- (1) 受注者は、本業務委託の遂行に当たり、発注者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- (2) 受注者は、本業務委託の実施に当たり、発注者を行う打合せ・報告等に関する打合せ書を作成し、その都度発注者に提出し、内容の承認を得ることとする。
- (3) 業務が円滑に履行されるよう、発注者・学校等との連絡・調整を日常的にきめ細かに行うこと。
- (4) 各学校の状況や特色を十分に考慮し、学校の負担にならないスケジュール及び方法で、主体的に打合せを設定し、授業支援の内容について学校のニーズを把握し、できる限り柔軟に対応できるようにすること。
- (5) 学校等にて、やむを得ない授業や時程の変更、事故等、緊急事態が起こった場合受注者は臨機応変に対応すること。

9 提出書類

- (1) 本業務に係る人員名簿
- (2) 授業支援者の経歴書
- (3) 業務実施に当たり研修や授業打合せ時に学校や教職員に提示する資料
- (4) 業務報告書（各校・各学年ごとにまとめたもの）
- (5) 各回の記録及び写真データ（任意様式）
- (6) その他、発注者が指示するもの
- (7) (1) 及び (2) については業務の開始日までに、(3) については研修や打合せの 1 週間前までに、(4) 及び (5) については 1 回目を令和 5 年（2023 年）10 月 20 日、2 回目を令和 6 年（2024 年）2 月 9 日までに、それぞれ発注者に提出すること。

10 授業支援者の交替について

業務履行において、授業支援者に不適切対応等がある場合や、その資質等により、生徒、教職員、発注者との円滑な関係の構築が困難な場合は、受注者において適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は、発注者と協議の上、交代させるものとする。その際の経費は受注者側の負担とする。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定めるものとする。